

○朝霞市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

平成30年8月21日要綱第68号

改正

令和元年8月23日要綱第51号

令和3年3月24日要綱第37号

朝霞市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時等におけるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、安全で安心な災害に強いまちづくりの実現に資するため、ブロック塀等の撤去工事を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリート万年塀並びにコンクリートブロック造、レンガ造その他これらに類する構造の塀及び門柱
- (2) 道路等 公道、私道その他一般の交通の用に供している道路及び公共施設
- (3) 危険ブロック塀等 道路等に面する側の高さが道路等の道路面又は公共施設の敷地面からブロック塀等の上端部まで1.0メートル以上で、かつ、道路等に面して設置されているブロック塀等で、傾斜、ひび割れ等により倒壊のおそれのある状態にあるもの

(補助対象ブロック塀等)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、朝霞市内に存する危険ブロック塀等とする。ただし、市長が必要と認めた場合においては、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費は、補助対象ブロック塀等を所有し、又は管理する者が実施する当該補助対象ブロック塀等の撤去工事（以下「対象工事」という。）に係る経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、本市で実施している類似する補助金等の交付を受けている対象工事に係る経費又は土地若しくは建物の販売を目的として撤去する対象工事に係る経費については、対象としない。

(補助金の交付額)

第5条 この要綱に基づく補助金の交付額は、補助対象ブロック塀等の撤去工事に係る経費に5分の4を乗じて得た額と補助対象ブロック塀等の見付面積1平方メートル当たり1万円を乗じて得た額とを比較していずれか少ない額とし、その上限額は40万円とする。ただし、当該交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付回数は、同一敷地内の対象工事につき、1回限りとする。
(補助金の交付申請)

第6条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 対象工事平面図
- (3) 対象工事立面図(姿図)
- (4) 対象工事に係る見積書の写し
- (5) 対象工事施工前の状況を確認することができる写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査が終了した後、補助金を交付し、又は交付しないことを決定したときは、ブロック塀等撤去費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による補助金の交付決定に際して、条件を付することができるものとする。
(対象工事の着手)

第7条 前条第3項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、速やかに対象工事に着手するものとする。

(対象工事の変更等)

第8条 申請者は、第6条第1項の規定による申請の内容を変更し、又は対象工事を中止しようとするときは、ブロック塀等撤去費補助金変更等申請書(様式第3号)に変更内容の分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにこれを審査するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、現地調査等を行うことができる。

3 市長は、前項の規定による審査が終了した後、交付決定の内容を変更し、

又は変更しないことを決定したときは、ブロック塀等撤去費補助金交付（不交付）変更等決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第9条 申請者は、対象工事が完了したときは、ブロック塀等撤去工事完了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付決定があった日の属する年度の1月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、同日までに対象工事が完了しないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- （1）対象工事に要した費用の領収書の写し
- （2）対象工事後の状況を確認することができる写真
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する完了報告書が提出されたときは、速やかにこれを審査するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、申請者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

3 申請者は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに応じなければならない。

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条第2項の規定による審査を終了し、補助金の額を確定したときは、ブロック塀等撤去費補助金交付確定額通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知があったときは、市長にブロック塀等撤去費補助金支払請求書（様式第7号）により補助金の請求をするものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の確定取消し）

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付確定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- （2）この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付確定額の全部又は一部を取り消したときは、ブロック塀等撤去費補助金交付確定額取消通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付確定額を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、ブロック塀等撤去費補助金交付確定額返還請求書(様式第9号)により申請者に期限を定めて返還を求めることとする。

(市長の指導及び助言)

第13条 市長は、申請者に対して、この要綱の施行に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱による補助金の交付は、令和8年3月31日までに第9条第1項に規定する完了報告書の提出があったものまでを対象とする。

附 則(令和元年8月23日要綱第51号)

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日要綱第37号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(完了報告に関する経過措置)

2 この要綱による改正後の第9条第1項の規定は、令和3年4月1日以後に完了した対象工事について適用し、同日前の期間に対応する完了報告については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

朝霞市長宛

申請者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号

ブロック塀等撤去費補助金交付申請書

ブロック塀等撤去費補助金の交付を受けたいので、朝霞市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

補助対象ブロック塀等の所在地	朝霞市
補助対象ブロック塀等見付面積	m ²
対象工事見積額	金 円（消費税込み）
補助金交付申請額	金 円（1,000円未満切捨て）
着手予定年月日 完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
施工業者	氏名又は名称 営業所名 建設業の許可（ ）第（ ）号 所在地 電話番号

※添付書類

- (1) 付近見取図
- (2) ブロック塀等の撤去工事（以下「対象工事」という。）平面図
- (3) 対象工事立面図（姿図）
- (4) 対象工事に係る見積書の写し
- (5) 対象工事施工前の状況を確認することができる写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

朝 霞 市 長



ブロック塀等撤去費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けブロック塀等撤去費補助金申請書で申請のあった補助金については、下記のとおり補助金の交付（不交付）が決定したので、朝霞市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

1 交付（不交付）決定年月日 年 月 日

2 補助対象ブロック塀等の所在地 朝霞市

3 補助金の交付予定額 金 円

4 補助金の交付予定時期

※交付条件

- （1）本要綱の規定を遵守すること。
- （2）補助金交付予定額は、ブロック塀等の撤去工事費用の確定により変更する場合があります。

（不交付の理由）

様式第3号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

朝霞市長宛

申請者
住 所
氏名又は名称
電話番号

ブロック塀等撤去費補助金変更等申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付予定額の決定があったブロック塀等の撤去工事（以下「対象工事」という。）について（変更が生じた・中止した）ので、朝霞市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。なお、当該変更申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

- 1 補助対象ブロック塀等の所在地 朝霞市
- 2 変更又は中止の内容

変更又は中止の理由	
変更後の対象工事見積額	金 円（消費税込み）
変更後の対象工事補助金交付申請額	金 円（1,000円未満切捨て）
変更後の着手予定年月日	着 手 年 月 日
変更後の完了予定年月日	完 了 年 月 日

様式第4号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

朝 霞 市 長



ブロック塀等撤去費補助金交付（不交付）変更等決定通知書

年 月 日付けブロック塀等撤去費補助金変更等申請書で（変更・中止）の申請のあった補助金については、下記のとおり補助金の交付（不交付）の（変更・中止）を決定したので、朝霞市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

- 1 交付（不交付）決定年月日 年 月 日
- 2 補助対象ブロック塀等の所在地 朝霞市
- 3 補助金の交付予定額 金 円
- 4 補助金の交付予定時期

※交付条件

- （1）本要綱の規定を遵守すること。
- （2）補助金交付予定額は、ブロック塀等の撤去工事費用の確定により変更する場合があります。

（不交付の理由）

様式第5号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

朝霞市長宛

申請者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号

ブロック塀等撤去工事完了報告書

ブロック塀等の撤去工事（以下「対象工事」という。）が完了したので、朝霞市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第9条第1項の規定により下記の関係書類を添えて報告します。なお、当該報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

補助対象ブロック塀等の所在地	朝霞市
補助対象ブロック塀等見付面積	m ²
対象工事費用	金 円（消費税込み）
補助金交付予定額	金 円（1,000円未満切捨て）
対象工事完了年月日	年 月 日
施工業者	氏名又は名称 営業所名 建設業の許可（ ）第（ ）号 所在地 電話番号

※ 添付書類

- (1) 対象工事の領収証の写し
- (2) 対象工事後の状況を確認することができる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

朝 霞 市 長



ブロック塀等撤去費補助金交付確定額通知書

年 月 日付けブロック塀等撤去工事完了報告書で完了報告のあったブロック塀等の撤去工事について、下記のとおり補助金交付額が確定したので、朝霞市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象ブロック塀等の所在地 朝霞市
- 2 補助金の交付確定額 金 円

様式第7号 (第10条関係)

様式第7号 (第10条関係)

年 月 日

朝霞市長宛

申請者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号

印

ブロック塀等撤去費補助金支払請求書

朝霞市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求金額

金	十	万	千	百	十	円
額						

2 振込先

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行	本店
		金庫	支店
		農協	支所
	口座の種類	普通 ・ 当座 (該当を○で囲む。)	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

様式第8号（第11条関係）

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

朝 霞 市 長



ブロック塀等撤去費補助金交付確定額取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付額を確定した補助金について、下記の理由から交付確定額の（全部・一部）を取り消したので、朝霞市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象ブロック塀等の所在地 朝霞市
- 2 取消し理由及び内容

様式第9号（第12条関係）

様式第9号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

朝霞市長



ブロック塀等撤去費補助金交付確定額返還請求書

年 月 日付け 第 号のブロック塀等撤去費補助金交付確定額取消通知書に基づき、朝霞市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり返還を請求します。

記

返還すべき金額	金 円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 方 法	別紙通知書による払込み
補 助 年 度	年度
補助金交付確定額 通知日及び番号	年 月 日 第 号
補助金交付確定額	金 円
補助金交付確定額 の 既 交 付 額	金 円
返 還 事 由	